

カスタマーハラスメント 防止にご協力ください

その行為やりすぎていませんか？



セクシャルハラスメント



長時間の拘束



要求を過剰に繰り返す



ネットでの誹謗中傷



身体的な暴力



差別的な言動



土下座の強要



精神的な攻撃

カスタマーハラスメントになり得るものの例

- そもそも要求に理由がない又は行政サービス等と全く関係のない要求
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

※場合によっては対応を終了し、退去命令、警察や関係機関との連携などを行います。

（厚生労働省 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針より）

職員は市民のみなさまから寄せられるご意見やご要望に誠実に対応するよう努めてまいります。
また、職員が安心して公務を遂行できる環境を整えることは、市民サービスの向上にもつながります。

互いを尊重し、誰もが安心して利用できる

快適な公共施設づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

京田辺市